

○豊島区議会情報公開条例

平成15年3月20日

条例第21号

改正 平成19年10月30日条例第46号

平成24年5月29日条例第23号

平成27年3月20日条例第29号

平成28年3月18日条例第27号

平成30年2月14日条例第1号

令和5年2月9日条例第4号

令和5年5月26日条例第16号

目次

第1章 総則（第1条—第5条）

第2章 議会情報の公開（第6条—第21条の2）

第3章 豊島区議会情報公開・個人情報保護審査会（第22条—第27条）

第4章 雑則（第28条—第31条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、議会情報の公開を請求する権利その他議会情報の公開に関し必要な事項を定めることにより、日本国憲法の理念に基づく区民の知る権利を保障し、豊島区議会（以下「議会」という。）の諸活動を区民に説明する責務を全うするとともに、区民の議会への理解と区政への参加を促進し、もって公正で開かれた議会を実現することを目的とする。

（総合的な情報公開の推進）

第2条 議会は、議会情報の公開とともに、会議の公開及び情報提供の充実を図ることにより、総合的かつ積極的な情報公開の推進に努めるものとする。

2 議会は、広報媒体の効果的活用に努めるとともに、議会の諸活動に関する情報を一層区民が利用しやすいものにするための情報提供の拡充に努めるものとする。

（定義）

第3条 この条例において「議会情報」とは、議会の事務局の職員が職務上作成し、又は取

得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（磁気テープ、磁気ディスク、光ディスクその他これらに類するものに記録されているものをいう。以下同じ。）であって、議会の事務局の職員が組織的に用いるものとして、議会の議長（以下「議長」という。）が管理しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に頒布し、又は販売することを目的として発行されるものを除く。

（議長の責務）

第4条 議長は、議会情報の公開を求める区民の権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、個人の秘密その他個人に関する情報がみだりに公にされることがないように最大限の配慮をしなければならない。

（利用者の責務）

第5条 この条例の規定により議会情報の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章 議会情報の公開

（公開請求権）

第6条 次に掲げるものは、議長に対し、議会情報の公開を請求（以下「公開請求」という。）することができる。

- (1) 豊島区の区域内（以下「区内」という。）に住所を有する者
- (2) 区内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 区内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 区内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、議会情報の公開を必要とする理由を明示して請求する個人及び法人その他の団体

（公開請求の手続）

第7条 前条の規定による公開請求をしようとするものは、議長に対し、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を提出しなければならない。

- (1) 公開請求をするものの氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 次に掲げるものの区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項
 - ア 前条第3号に掲げる者 その者の勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地
 - イ 前条第4号に掲げる者 その者の在学する学校の名称及び所在地
 - ウ 前条第5号に掲げるもの 議会情報の公開を必要とする理由

(3) 議会情報の名称その他の公開請求に係る議会情報を特定するに足りる事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定にかかわらず、議長は、規則で定めるところにより、公開請求を電子情報処理組織（議長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と公開請求をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

3 前項の規定により行われた公開請求は、第1項に規定する公開請求書により行われたものとみなして、この条例の規定を適用する。

4 第2項の規定により行われた公開請求は、同項の議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに議長に到達したものとみなす。

5 議長は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、議長は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

（議会情報の公開義務）

第8条 議長は、公開請求があったときは、当該公開請求に係る議会情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該議会情報を公開しなければならない。

(1) 法令等（法律、命令、条例又は規則をいう。以下同じ。）の定めるところにより、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

第5条第1号ハに規定する公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。））、地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 議会の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (4) 区の機関（議会及び議会以外の区の機関をいう。以下同じ。））、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に区民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

- (5) 区の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ウ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、区の機関、国、独立行政法人等、他の地方

公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

エ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

オ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

カ 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(6) 会派の活動に関する情報であつて、公にすることにより、会派の活動に著しい支障が生ずると認められるもの

(平19条例46・平27条例29・平30条例1・令5条例4・一部改正)

(部分公開)

第9条 議長は、公開請求に係る議会情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分を公開しなければならない。

2 公開請求に係る議会情報に前条第2号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(平30条例1・令5条例4・一部改正)

(公益上の理由による裁量的公開)

第10条 議長は、公開請求に係る議会情報に不開示情報(第8条第1号の情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該議会情報を公開することができる。

(平30条例1・令5条例4・一部改正)

(議会情報の存否に関する情報)

第11条 公開請求に対し、当該公開請求に係る議会情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を公開することとなるときは、議長は、当該議会情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(平30条例1・令5条例4・一部改正)

(公開請求に対する決定及び通知)

第12条 議長は、公開請求に係る議会情報の全部又は一部を公開するときは、その旨の決

定をし、公開請求者に対し、その旨並びに公開する日時及び場所を書面により通知しなければならない。

- 2 議長は、公開請求に係る議会情報の全部を公開しないとき（前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る議会情報を管理していないときを含む。以下同じ。）は、公開しない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

（理由の提示等）

第13条 議長は、前条各項の規定により公開請求に係る議会情報の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、その理由を当該各項の書面により示さなければならない。この場合において、当該理由は、適用するこの条例の規定及び当該規定を適用する根拠が当該書面の記載から理解され得るものでなければならない。

- 2 議長は、前項の場合において、当該理由がなくなる時期が明らかであるときは、公開請求者に対し、その時期を通知しなければならない。

（公開決定等の期限）

第14条 第12条各項の決定（以下「公開決定等」という。）は、公開請求があった日の翌日から起算して14日以内にしなければならない。ただし、次の各号に掲げる日数は、当該期間に算入しない。

- （1）第7条第5項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した期間の日数

- （2）議員の任期満了、議会の解散その他の事由により議長及び副議長がともに欠けている期間がある場合にあっては、当該期間の日数

- 2 前項の規定にかかわらず、議長は、事務処理上の困難その他相当の理由があるときは、同項の期限を延長することができる。この場合において、議長は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長後の期限及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（令5条例4・一部改正）

（第三者保護に関する手続）

第15条 公開請求に係る議会情報に区の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び公開請求者以外のもの（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、議長は、公開決定等に先立ち、当該第三者に対し、当該公開請求に係る議会情報の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第12条第1項の決定（以下「公開決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、当該公開請求に係る議会情報の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しないときは、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている議会情報を公開しようとする場合であって、当該情報が第8条第2号イ又は同条第3号ただし書に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている議会情報を第10条の規定により公開しようとするとき。

3 議長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該議会情報の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、議長は、公開決定後直ちに、当該意見書（以下「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開する日を書面により通知しなければならない。

（平30条例1・令5条例4・一部改正）

（公開の方法）

第16条 議会情報の公開は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による議会情報の公開にあつては、議長は、当該議会情報が汚損され、又は破損されるおそれがあると認めるときその他相当の理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

（他の制度等との調整）

第17条 この条例は、法令等の規定により閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の手續が定められている議会情報については、適用しない。

2 この条例は、図書、資料及び刊行物等を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする区の施設において、閲覧に供し、又は貸し出すことを目的として収集し、管理しているものについては、適用しない。

（費用の負担）

第18条 第16条の規定に基づく議会情報の閲覧又は視聴に要する費用は、無料とする。ただし、写しの交付を行う場合における当該写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求

者の負担とする。

- 2 前項ただし書に規定する費用の額は、実費の範囲内において議長が定める。

(審査請求があった場合の手続)

第19条 公開決定等について、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づく審査請求があった場合は、議長は、次の各号に掲げる場合を除き、速やかに第22条に規定する豊島区議会情報公開・個人情報保護審査会の意見を求めなければならない。

- (1) 審査請求が明らかに不適法であり、却下する場合
- (2) 審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る議会情報の全部を公開する旨の決定を除く。以下この号及び第21条第2号において同じ。）を取り消し又は変更し、当該審査請求に係る議会情報の全部を公開する場合（当該公開決定等について第三者から反対意見書が提出されているときを除く。）

- 2 行政不服審査法第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は適用しない。

(平28条例27・令5条例4・一部改正)

(意見を求めた旨の通知)

第20条 議長は、前条第1項の規定により意見を求めたときは、次の各号に掲げるものに対し、その旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人
- (2) 公開請求者（公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(平28条例27・一部改正)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第21条 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 公開決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る議会情報を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該議会情報の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

(平28条例27・一部改正)

(提出書類等の写しの交付手数料)

第21条の2 行政不服審査法第38条第1項の規定により交付を求める審査請求人又は参加

人は、実費の範囲内において規則で定める額の手数料を議長に納めなければならない。

- 2 議長は、審査請求人又は参加人の申請に基づき、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(平28条例27・追加)

第3章 豊島区議会情報公開・個人情報保護審査会

(令5条例4・改称)

(設置)

第22条 第19条第1項の規定に基づく議長の求めに応じ、公開決定等に係る審査請求についての審査を行うため、豊島区議会情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

(平28条例27・令5条例4・一部改正)

(組織)

第23条 審査会は、議会の議員のうちから議長が指名する委員11人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は1年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、後任者が指名されるまで在任する。
- 3 審査会に会長及び副会長を置く。
- 4 会長及び副会長は、委員が互選する。

(平24条例23・令5条例16・一部改正)

(会議)

第24条 審査会は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。
- 4 審査会の会議は、公開しない。ただし、審査会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(調査権限)

第25条 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、審査請求のあった公開決定等に係る議会情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も審査会に対し、その提示された議会情報の公開を求めることができない。

- 2 議長は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

- 3 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、審査請求のあった公開決定等に係る議会情報に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

(平28条例27・一部改正)

(意見聴取)

第26条 審査会は、必要に応じ学識経験者に意見を求めることができる。

(秘密の保持)

第27条 委員及び第26条の規定に基づき意見を求められた学識経験者は、調査を行う上で知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 2 委員においては、その職を退いた後も同様とする。

第4章 雑則

(文書管理)

第28条 議長は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、議会情報を適正に管理するものとする。

- 2 議長は、規程等で議会情報の管理に関する定めを設けなければならない。
- 3 前項の規程等においては、議会情報の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の議会情報の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(議会情報の目録等の作成及び閲覧)

第29条 議長は、議会情報の検索に必要な目録等を作成し、一般の利用に供するものとする。

(実施状況の公表)

第30条 議長は、毎年1回、議会における議会情報公開制度の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において議長が定める日から施行する。

(平成15年議長告示第1号で平成15年10月1日から施行)

- 2 この条例の規定は、平成15年4月1日以後に議会の事務局の職員が職務上作成し、又は取得した議会情報について適用する。

- 3 議長は、前項に規定する議会情報以外の情報について、議会情報の公開の請求があった場合には、これに応ずるよう努めるものとする。

附 則（平成19年10月30日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年5月29日条例第23号）

この条例は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成27年3月20日条例第29号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月18日条例第27号）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 豊島区議会情報公開条例第12条の規定による決定（以下「公開決定等」という。）又は同条例第6条の規定による公開請求（以下「公開請求」という。）に係る不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた公開決定等又は公開請求に係る不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成30年2月14日条例第1号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 豊島区議会情報公開条例第6条の規定による公開請求であって、この条例施行前にされたものについては、なお従前の例による。

附 則（令和5年2月9日条例第4号）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の豊島区議会情報公開条例第6条の規定による請求がされた場合における同条例に規定する議会情報の公開については、なお従前の例による。

附 則（令和5年5月26日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、令和8年8月1日から施行する。